

平成26年1月
東京税関業務部

関係各位

輸入公表（※）の一部改正について

〔（※）輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積み地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表
(昭和41年通商産業省告示第170号)〕

今般、輸入貿易管理令第三条第1項の規定に基づく輸入公表「二の表の第1」の一部が以下のとおり改正されましたのでお知らせいたします。

【改正内容】

1. 「シリア」が追加され、承認を要する貨物が公表された。（別紙1参照）
2. 上記1.に伴い「イラン」の項に係る貨物名欄の記載表現が改正された。
(別紙1参照)

◎ 公布・施行日：平成26年1月24日

○ 添付資料：(別紙1) 公表の一部を改正する規定新旧対照表
(別紙2) 官報第6215号(抜粋)

【留意事項】

- ・経済産業省では、平成26年1月23日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第2118号に基づき、上記貨物については、輸入承認は行わないとされております。
- ・なお、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、イランの項、エリトリアの項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項に掲げる貨物の電子情報処理組織を使用して行う承認申請手続きについては、電子申請の対象外とされております。

【問合せ先】 東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）

改 正 後				現 行			
地 域	貨 物			地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表の 番号等	貨 物 名		項目 番号	関税率表の 番号等	貨 物 名
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、 <u>同表の三の項（二）7に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、同項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに<u>同表の四の項の中欄に掲げる貨物</u></u>	イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、 <u>三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物</u>
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
シリア			<u>輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三）の二に掲げる貨物（化学製剤に関</u>				

		<p>連するものに限る。)、同項(十四) に掲げる貨物(化学製剤に関連する ものに限る。)、同項(十六)に掲げ る貨物(化学製剤に関連するものに 限る。)及び同表の三の項(一)に掲 げる貨物</p>
--	--	---

第2 (略)
二の二・三 (略)

第2 (略)
二の二・三 (略)



編集・印刷
独立行政法人国際印刷局

昭和二十五年三月三十一日 日中(行政機関の休日休刊)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同二二)
- 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(財務四)
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六)
- 保険業法第二百九条の規定による届出に関する件(金融庁四)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件(総務一)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二)
- 中小企業診断法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件(同二三)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をしめた件(同二四)
- 中小企業支援法第十二条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件(同二五)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件(同二六)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件(同二七)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同二八)

[省令]

二 次

- 登録免許税法施行規則の一部を改正する件(財務二)
- 平成二十五年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を改正する件(厚生労働二)
- 記載を登録しない(日本農業銀行)」(同二)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二)
- 中小企業診断法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件(同二三)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をしめた件(同二四)
- 中小企業支援法第十二条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件(同二五)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件(同二六)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同二七)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件(同二八)

三 法務省 財務省

[官厅報告]

四 公証人任免(法務省)

五 労 働

- 船員の特定最低賃金の改正に係る関東地方交通審議会の意見に関する公示(関東運輸局最低賃金公示一)

六 国家試験

七 採用候補者名簿の有効期間の満了(人事院)

- 平成二十五年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者(工業所有権審議会)

八 一般ガス供給約款の変更(の認可に係る公聽会の開催(関東経済産業局)

九 機械受注統計調査報告(平成二十五年十一月)(実績)(内閣府)

〔公 告〕

〔諸事項〕

官庁 司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体 教育職員免許状失効取消し関係

会社その他 会社決算公告

